

宮前老人福祉センターの指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市宮前区社会福祉協議会（川崎市宮前区宮崎2-6-10）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの業務 利用証の発行、教養講座・レクリエーション等の実施及び場の提供、健康相談・生活相談事業、入浴事業 ・施設等の維持管理に関する業務

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	1 (1) ① 老人福祉法第15条第1項の規定により、公により施設の設置が可能である。また、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理者の導入も可能である。 ② 施設の設置目的は、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することである。（老人福祉法第20条の7より引用） また、新実行計画においては、介護予防拠点としての機能を強化することにより、高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場として位置付けられている。老人福祉センターは、今後も介護予防拠点としての機能強化や団塊世代の受け皿拡大等、本市の高齢者施策の実現にあたり、引き続き重要な役割を担っていくため、行政の関与が低い「民営化型」ではなく、「行政関与型」による運営方式が望ましい。 ③ 健康福祉局指定管理予定者選定等委員会要綱に基づき、健康福祉局指定管理予定者選定等委員会により指定管理者の選定及び指定管理者に行われた管理運営業務等について評価を実施している。また、協定書には、市は指定管理者が行う管理運営業務に対し、監査又は検査を行い、業務内容について報告させ、又は指示することができるものとすると定めているとともに、指定管理者が関係法令、条例等に違反したとき、管理運営業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき等は、指定の取消し又は期間を定めての管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができると定めている。また、指定管理者は、利用者意見を把握するため、意見書箱の設置や苦情申請書を設置するなど、苦情受付体制を整備するとともに、弁護士、学識者、社会福祉士などの第三者を含めた体制を組織し、苦情解決にあたった。 (2) ① 教養講座や行事の実施にあたっては、指定管理者制度導入時に教養講座実施計画書及び行事計画書を提出し、それに基づきサービスの提供を行った。講座は利用者の教養の向上、健康保持増進、高齢者福祉の増進に資するとともに、利用者同士の交流の支援を基本方針として実施した。行事については、地域との交流を深めることを基本的な考えとし実施した。いずれも指定管理者の創意工夫及び地域からの要望等を取り入れ、質の高いサービスを提供した。 ② 施設の管理運営に関しては、協定書や健康福祉局指定管理予定者選定等委員会要綱に基づき、指定管理者に毎年度事業報告書を提出させ、評価を実施することで継続性、安定性、公平性を確保している。 ③ 意見書箱の設置や利用者懇談会の開催など、職員が利用者の意見や要望に耳を傾けることにより、利用者本位に即した効率的、効果的な管理運営を行った。また、指定管理者がもつネットワークを活用して、広報活動を行い、広く施設の運営状況の公開に努めた。

2 サービス向上等

(1) 安定性

2

(1) 指定管理者制度導入以前と比較して、利用者数は減少傾向にある。講座も減少傾向だが、行事数増加している。指定管理者制度導入以後は、講座数、行事数とも安定しており、今後は指定管理者ならではの創意工夫により、利用者数を伸ばすことが課題であると考え。

【利用者数】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者延べ人数	54,562	52,659	44,792

【教養講座・行事回数】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教養講座延べ回数	295	203	209
行事数	7	51	52

(2) 公平性

(2) 意見書箱の設置や、利用者懇談会の開催など、利用者から出される意見や要望等について、これらを施設運営などに反映できるよう仕組みづくりが出来ており、利用者に対するサービスの公平性は確保されていると考える。また、利用者や地域住民等から市へ出された意見や苦情等についても、指定管理者と協議し、必要な事項については、指定管理者等へ指導を行っている。

(3) 専門性

(3) 行事に高齢者に関する法的勉強会の開催や、地域幼稚園児などとの交流を図るなど、指定管理者が有する専門性や人的ネットワークを活用して、従来のサービス以外にも新たなジャンルの企画を実施することが可能となった。また、職員の専門性をアップさせるため、各種研修等に積極的に参加し、事業展開に生かそうとしている。

(4) 創意工夫

(4) 利用者の満足度を向上させるため、指定管理者の柔軟な発想を活用した各種教養講座及び行事を実施する等、市民サービスの向上に向けた創意工夫がなされている。

【主な教養講座】

・社交ダンス ・ちぎり絵 ・手品 ・フラワーアレンジメント ・創作折り紙 ・茶道など

【主な行事】

・敬老の日のつどい ・講演会 ・作品展 ・ダンスパーティー ・囲碁将棋大会など

3 コスト検証
算定方法

3 指定管理委託料の内訳は、人件費72%、事務費22%、事業費6%となっており、大部分を人件費が占める。職員のうち非常勤職は生活指導員がおり、月報酬が87,500円である。これは市の同等の非常勤報酬額194,300円と比較すると、低く抑えられている。また、賃金職員として労務補助員がおり、時間給860円である。これは市の同等の臨時的任用職員の時間給890円と比較しても、ほぼ妥当であると考えられる。

事務費は、主に消耗品費、水道光熱費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、業務委託料に充てられている。事業費は、教養講座及び行事の報償費、教養娯楽費などに充てられている。事務費、事業費ともに事業実績等を考慮して、管理運営を行う上で妥当な金額であると考えられる。

4 施設の安全性
大規模修繕の必要性

4 当施設は昭和62年2月に開設しており、築20年を超えている。各所の水道管などに亀裂が生じたことによる水漏れや、各種電気設備などに毎年、補修がされており経年劣化による修繕が頻繁に発生している。ただし、耐震強度などには問題はない。今後も補修すべき箇所を特定しながら、優先度をつけ、計画的に施設補修を行っていく必要がある。

5 総括
成果

5 当施設は平成17年度まで、川崎市社会福祉事業団に管理委託しており、平成18年度から宮前区社会福祉協議会が指定管理者として、施設の管理運営にあたることとなった。管理運営者が変わったことによる大きな混乱もなく、従来からの事業を引き継ぎながらも、利用者からの要望への対応や、経費節約などに即対応するなど、指定管理者の導入に伴い、より市民サービス向上へ向けた運営ができるようになった。老人福祉センターは、今後も介護予防拠点としての機能強化及び増加する高齢者の受け皿として、本市の高齢者施策を実現するための重要な役割を担っていく施設であり、指定管理者の創意工夫により更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が望ましいと考える。